



未来へのパスポート

～今月のテーマ～

ユネスコ無形文化遺産登録を目指して！
「全国神楽継承・振興協議会」が発足

令和4年10月、国の重要無形民俗文化財に指定されている神楽（以下、国指定神楽）のうち、全国20都道府県の29神楽によって「全国神楽継承・振興協議会」が発足しました。「高千穂の夜神楽」（高千穂の夜神楽伝承協議会）もこの協議会に加入し、今後、全国の神楽団体と共に、ユネスコの無形文化遺産登録を目指した活動に取り組んでいきます。今回は、この「全国神楽継承・振興協議会」について紹介します！

「全国神楽継承・振興協議会」の発足

はじめは、九州内の国指定神楽（10件）で、九州の神楽の保存・継承および情報発信を推進するとともに、九州の神楽をユネスコの無形文化遺産へ登録することを目指して、2016（平成28）年11月に「九州の神楽ネットワーク協議会」を設立し、活動を開始しました。

活動を進める中において、文化庁から「ユネスコの無形文化遺産への登録に向けては、日本全体の神楽を範囲として取組を進めることが重要である」との助言を受け、宮崎県が中心となって全国の国指定神楽団体に賛同を求める活動を開始し、令和3年7月、14の国指定神楽の保存団体が発起人となり、「全国神楽継承・振興協議会設立準備会」が発足しました。

設立準備会発足後は、協議会加入への要請活動をより積極的に実施し、令和4年7月、国指定神楽の7割以上から賛同を得られたことを機に、同年10月11日、「全国神楽継承・振興協議会」が発足しました。

今後の協議会の活動としては、未加入団体への協議会加入を促進するとともに、全国の神楽団体と情報共有を図り、神楽の保存・継承に取り組みながら、2026（令和8）年のユネスコ無形文化遺産登録を目指します。



国立能楽堂で開催された設立総会

国指定神楽（下線は、令和4年10月時点で、全国神楽継承・振興協議会に加入している神楽をしめします）

- ・松前神楽（北海道）・下北の能舞（青森県）・早池峰神楽※（岩手県）・黒森神楽（岩手県）・鵜鳥神楽（岩手県）
- ・雄勝法印神楽（宮城県）・保呂羽山の霜月神楽（秋田県）・根子番楽（秋田県）・本海獅子舞番楽（秋田県）
- ・杉沢比山（山形県）・鷺宮催馬楽神楽（埼玉県）・玉敷神社神楽（埼玉県）・箱根の湯立獅子舞（神奈川県）
- ・江戸の里神楽（東京都）・河口の稚児の舞（山梨県）・天龍村の霜月神楽（長野県）・遠山の霜月祭（長野県）
- ・沼田大坂の湯立神楽（静岡県）・花祭（愛知県）・佐陀神能※（島根県）・御頭神事（三重県）・伊勢太神楽（三重県）
- ・大元神楽（島根県）・太土地神楽（島根県）・備中神楽（岡山県）・比婆荒神神楽（広島県）・岩国行波の神舞（山口県）
- ・三作神楽（山口県）・伊予神楽（愛媛県）・土佐の神楽（高知県）・豊前神楽（福岡県・大分県）・壱岐神楽（長崎県）
- ・平戸神楽（長崎県）・五島神楽（長崎県）・球磨神楽（熊本県）・御嶽神楽（大分県）・高原の神舞（宮崎県）
- ・米良神楽（宮崎県）・高千穂の夜神楽（宮崎県）・椎葉神楽（宮崎県） 計40件（うち、協議会加入は29件）

※「早池峰神楽」と「佐陀神能」は、単体でユネスコ無形文化遺産に登録されています。

高千穂の夜神楽伝承協議会の後藤俊彦会長が協議会の初代会長に就任

「全国神楽継承・振興協議会」の初代会長には、「九州の神楽ネットワーク協議会」と「全国神楽継承・振興協議会設立準備会」の会長も務められた「高千穂の夜神楽伝承協議会」の後藤俊彦会長（高千穂神社宮司）が選任されました。

後藤会長は「日本の神楽はいずれの団体も後継者不足などにより継承が危ぶまれているが、全国の神楽継承者が結集して全国の神楽組織を設立できることは、地方の再生につながり、また、後世に夢と希望を与えて、後の未来につなぐ第一歩となる。さらには、ユネスコ無形文化遺産に登録されることにより、日本の宝である神楽の保存・継承につながる。」と述べられ、全国の神楽団体が交流し、課題を共有できるこの協議会の重要性を発信されました。

事務局は、引き続き宮崎県が担うこととなり、目的達成に向け「高千穂の夜神楽」の活躍、けん引力に大いに期待が寄せられています。



あいさつをする後藤会長



お問い合わせ 町民生活課 国民年金係 ☎0982(73)1203

免除・納付猶予している人は追納がおすすめ

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。10年以内であれば、あとから納付（追納）できます。

免除・猶予を受けた期間の年金額

- 全額免除 …保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1が支給されます。
- 4分の3免除 …保険料を全額納付した場合の年金額の8分の5が支給されます。
- 半額免除 …保険料を全額納付した場合の年金額の8分の6が支給されます。
- 4分の1免除 …保険料を全額納付した場合の年金額の8分の7が支給されます。

■納付猶予・学生特例 …

納付猶予の期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされますが、老齢基礎年金の受給額が増えることはありません。

制度を利用している人は追納ができます

このような免除・納付猶予期間は、10年以内であれば後から納付（追納）して、老齢基礎年金額を増やすことができます。例えば、平成25年1月分は令和5年1月末までに追納できます。

※承認等をされた期間のうち、原則として古い期間から納付していただきます。

※保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納をおすすめします。



お便り ありがとうございます

広報係にお寄せいただいたお便りの一部をご紹介します。紙面の都合上、要約させていただく場合がありますのでご了承ください。

田原中学校の教頭住宅だったところは、町民が住める家にできませんか。また、田原保育園跡のグラウンドを公園のように自由に遊べる場にできませんか。

（うさマル・10代）

教育委員会より

ご意見ありがとうございます。

この住宅は町内に勤務する先生用の住宅ですが、現在入居者がいません。今後は、先生に限らず、入居希望者の方への案内など検討していきたいと思います。

福祉保険課より

ご意見ありがとうございます。

現在、ゲートボール団体への貸し出しをしていますので、今のところ現状のままで、変更はありません。

郵便はがき



料金受取人払郵便



差出有効期限
令和6年12月
31日まで

8 8 2 1 1 9 0

高千穂町役場
企画観光課 行



ご住所 □□□□□□□□

電話番号 （ ） -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます

点線に沿ってお切りください郵便はがきも可